

静岡県交通基盤部所管公共事業事前評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民が安心・安全に暮らすことができる生活基盤及び豊かな生活を支える産業基盤等を整備するため、県が行う公共事業の必要性和効果を事業着手前に評価し、公表することにより事業の透明性及び客観性を確保することを目的とする。

(対象とする事業)

第2条 この要綱の対象とする事業は、静岡県交通基盤部が所管する公共事業（維持管理に係る事業及び災害復旧に係る事業を除く。）であって、別途実施要領で定める事業（以下「対象事業」という。）とする。

なお、国庫補助事業は、国土交通省の実施要領等に基づき本省等が評価を実施していることから本要綱の対象から除く。

(評価の時期)

第3条 事業評価は、実施箇所決定前に行うものとする。

(評価の視点)

第4条 評価は、現地調査等を踏まえ、妥当性、効果及び効率性、実現可能性等の視点から行うものとする。

2 具体的な評価項目は、対象事業ごとに別途実施要領で定めるものとする。

(実施箇所の決定)

第5条 各事業年度における事業実施箇所は、評価結果に基づき予算など総合的に判断し、決定するものとする。

(実施箇所の公表)

第6条 事業実施箇所については、決定後速やかに県ホームページにて公表するものとする。

2 公表資料は、別途実施要領で定めるものとする。

(その他)

第7条 事業担当局は、本要綱に基づき対象事業ごとに実施要領を定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月25日から施行する。

2 本要綱の施行に伴い、静岡県土木部所管県単独事業事前評価実施要綱（平成16年3月12日）、静岡県農業水産部所管県単独事業事前評価実施要綱（平成16年3月31日）及び静岡県環境森林部所管県単独公共事業事前評価実施要綱（平成16年3月30日）は廃止する。

3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

4 この要綱は、令和4年3月14日から施行する。